# 【お知らせ】奨学のための給付金について

令和4年度奨学のための給付金のご案内

鹿児島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担(教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等)を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に、返還不要の「奨学のための給付金」を支給しています。

支給を受けるには毎年、申請手続が必要です。(申請しなければ給付は受けられません)

新入生のみ、4月から6月相当額の前倒し支給ができます。

また、(全学年) 家計急変による申請もできます。

※前倒し支給又は家計急変による申請の場合は、事前に事務室へご 連絡ください。

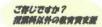
## 【支給額】高校生等1人当たりの年額(通信制)

- ○生活保護(生業扶助)受給世帯 32,300円
- 〇保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 0円 (非課税)の世帯 50.500円

### 【申請期間】

- ○新入生の保護者等で4月~6月相当額の前倒し支給を希望する場合 5月31日(火曜日)まで
- ○上記以外の申請 7月1日(金曜日)~8月1日(月曜日)
- ○7月2日以降の家計急変による申請 随時受付

詳しくは、以下の資料をご確認ください。







### 奨学のための給付金制度とは

- 高校生等(専攻科含む)がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担(教科書費,教材費, 学用品費, PTA会費, 修学旅行費等) の軽減を目的とした, 返還不要の給付金です。
- 世帯区分に応じて年額32,300円~143,700円を支給します。 ※家計急変による申請の場合は、申請時期によって支給額が異なります。
- 支給を受けるには毎年,申請手続が必要です。
- 就学支援金(認定を受ければ授業料を負担する必要がない制度)とは別の手続となりますの でご注意ください(就学支援金や各種奨学金と一緒に利用できます)。



### 令和4年

### 7/1 (金) ~8/1 (月) まで

新入生については5/31(火)までの申請で4月から6月相当額の前倒し支給 もできます。 (7/1以降も支給対象となる場合は, 再度申請手続が必要になります。) ※7/2以降に家計急変した場合は随時申請できます。

### 2 支給要件(支給対象者)

基準日時点で以下の要件全てに該当する方が対象です。

基準日:7月1日(前倒し支給は4月1日,家計急変世帯は申請した翌月1日)

- 高校生等が基準日に在学していること
- 高校生等が高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給対象者であること (家計急変による申請の場合を除く。)
- 保護者等 (親権者又は父母等) が鹿児島県内に住所を有していること
- 生活保護(生業扶助)受給世帯または保護者等(親権者又は父母等)全員の道府県民税所 得割額及び市町村民税所得割額がどちらも非課税 (0円) の世帯 (家計急変による申請の場合は,経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯)
- 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生 等は除く)が措置されていないこと
  - ※ 里親委託費のうち,修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等は支給対象外です。

	申請手続の流れ	
1	申請用紙を取得します	②各学校の事務室にお問い合わせください(鹿児島県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。)。
2	申請用紙に記入します	守申請用紙に必要事項を記入し,添付書類を準備します。 (4を参照)
3	申請書等を提出します	☞各学校の事務室へ提出してください。
4	決定通知が届きます	☞支給決定後,各学校を通じて「奨学のための給付金支給決定通知書」を交付します。
5	指定口座に振り込まれます	○令和4年12月頃(前倒し支給は8月頃)に支給予定です。 (家計急変による申請の場合は支給日が異なります。)

### 支給額(年額)・申請に必要な書類

※ 家計急変による申請の場合は提出書類が異なります。各学校の事務室にお問い合わせください。

世帯区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	保護者等全員の逃消県民税所得割額及び 市町村民税所得割額が0円の世帯				保護者等全員の適所県民 税所審割額及び市町村民 税所審割額が0円の世帯 (生活保護受給世帯舎 む)		
		通信制	通信制以外			再攻科		
			第1子	第2子以降		49-221-4		
支給額 <sup>※1※2</sup> (高校生等1人当たりの年額)	32,300円	50,500円	114,100円	143,7	700円	50,500円		
申請に必要な書類 <sup>※3</sup>	各世帯区分に応じて,以下の書類を揃えて提出してください。 ※ 対象生徒が一世帯に2人以上いる場合も,生徒ごとに書類を揃えて申請してください。							
① <b>奨学のための給付金受給申請書</b> ※4 (別記第1号様式)	0	0	0	(	)	0		
② 口座振込申出書 ・原則, 申請者名義の口座を指定してください。 ・通帳(金融機関名, 口座番号, 口座名義人(カナ)が分かる部分)又はキャッシュ	0	0	0	0		0		
カードの写しを貼り付けて提出してください。		. <u> </u>						
<ul><li>③生活保護(生業扶助)受給証明書</li><li>・福祉事務所が基準日以降に発行し、「生業扶助」の記載があるもの</li></ul>	0							
<ul><li>①課税証明書等(市町村役場で発行)</li><li>・両級いれば父母それぞれ非課税であること</li><li>・課税証明書等は就学支援金の申請で提出する場合は省略できます。</li></ul>		0	0	0		0		
以下⑤,⑥は15歳(中学生を除	く)以上23歳未満	  の兄弟姉妹を扶着	 養していることを研	確認するた	めの書類	百です。		
⑤健康保険証等貼付台紙(様式6) ・対象となる高校生等及び15歳(中学生を除				社会保険	国民健康 保 険			
く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹 の健康保険証等の写しを貼り付けて提出して ください。				0	0			
⑥扶養質約書(様式3)					0			
②在字証明書(様式4-1)		(旧めの言葉学校第に左受する担合に必要です )						
<ul><li>⑥</li><li>樹人対象要件証明書(専攻料のみ)</li><li>(様式13-1)</li></ul>	(県外の高等学校等に在学する場合に必要です。) ※ 基準日以降に学校で発行してもらってください。							
⑨委任状 (別記第6号様式)	(在学する高等	学校等による学	校徴収金の代理受	領を希望	する場合は	こ必要です。)		

- ※1 1人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回(定時制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は専攻科在学中に通算2回 (修業年限が1年の場合は1回))を上限として支給します。ただし,高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者については, この回数に加えて1回(定時制,通信制は最大で2回まで)支給することができます。
- ※2 私立の高校生等の場合,支給額が異なります。
- ※3 その他, 家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。
- ※4 受給申請書に記載した住所が課税証明書等の住所と異なる場合で,課税証明書等の住所が鹿児島県外の場合は,申請者の住民票(マイナンバー記載な し)を添付してください。

#### 提出先・お問合せ先 5

申請書等の提出またはご不明な点につきましては,各学校の事務室までお問い合わせください。 鹿児島県教育委員会ホームページでも案内しています。

鹿児島県 異学のための給付金 検索



鹿児島県教育委員会ホームページ: https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html

※保護者等が鹿児島県外にお住まいの方は、各都道府県へお問い合わせください。 各都道府県の問合せ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。 ホームページ: http://www.mext.qo.jp/a menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



